

## 安全データシート

### 1. 化学品及び会社情報

|          |                        |
|----------|------------------------|
| 化学品の名称   | シクロヘキサノン               |
| 製品コード    | I0-B14-0012            |
| 供給者の会社名称 | 宇部興産株式会社               |
| 住所       | 東京都港区芝浦1丁目2番1号 シーバンスN館 |
| 担当部門     | ナイロン・ファイン事業部 工業薬品営業部   |
| 電話番号     | 03-5419-6176           |
| FAX番号    | 03-5419-6256           |

### 2. 危険有害性の要約

#### GHS分類

|          |   |
|----------|---|
| 物理化学的危険性 | 引火性液体 区分3<br>自然発火性液体 区分外<br>水反応可燃性化学品 区分外   |
| 健康有害性    | 急性毒性（経口） 区分4<br>急性毒性（経皮） 区分4<br>急性毒性（吸入：蒸気） 区分4<br>皮膚腐食性及び皮膚刺激性 区分2<br>眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性 区分1<br>生殖細胞変異原性 区分外<br>特定標的臓器毒性（単回ばく露） 区分外<br>特定標的臓器毒性（反復ばく露） 区分外<br>吸引力呼吸器有害性 区分外 |
| 環境有害性    | 水生環境有害性（急性） 区分外<br>水生環境有害性（長期間） 区分外<br>上記で記載がない危険有害性は、分類対象外か分類できない。   |

#### GHSラベル要素

##### 絵表示



##### 注意喚起語 危険有害性情報

危険  
 H226 引火性液体及び蒸気  
 H302 飲み込むと有害  
 H312 皮膚に接触すると有害  
 H315 皮膚刺激  
 H318 重篤な眼の損傷  
 H332 吸入すると有害

##### 注意書き 予防策

ミスト、蒸気、スプレーの吸入を避けること。(P261)  
 保護手袋、保護眼鏡、保護面を着用すること。(P280)

##### 対応

皮膚又は髪に付着した場合、直ちに、汚染された衣類をすべて脱ぎ又は取り除くこと。皮膚を流水又はシャワーで洗うこと。(P303+P361+P353)  
 眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。(P305+P351+P338)

##### 保管 廃棄

換気の良い冷所で保管すること。(P403+P235)  
 内容物、容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業

務委託すること。(P501)

### 3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別 化学物質  
化学名又は一般名 アノン

| 化学名又は一般名 | 濃度又は濃度範囲 | 化学式                              | 官報公示整理番号 |       | CAS番号    |
|----------|----------|----------------------------------|----------|-------|----------|
|          |          |                                  | 化審法番号    | 安衛法番号 |          |
| シクロヘキサノン | 99.8%以上  | C <sub>6</sub> H <sub>10</sub> O | (3)-2376 | 公表    | 108-94-1 |

労働安全衛生法 名称等を通知すべき危険物及びシクロヘキサノン（法令指定番号：231）  
び有害物（法第57条の2、  
施行令第18条の2第1号、  
第2号別表第9）

### 4. 応急措置

吸入した場合 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。  
気分が悪い時は、医師に連絡すること。

皮膚に付着した場合 多量の水と石鹼で洗うこと。  
汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯すること。  
医師の診断、手当てを受けること。

眼に入った場合 水で15分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて  
容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。  
直ちに医師に連絡すること。

飲み込んだ場合 口をすすぐこと。  
無理に吐かせないこと。  
直ちに医師に連絡すること。

### 5. 火災時の措置

消火剤 粉末消火剤、耐アルコール性泡消火剤、炭酸ガス消火剤、ハロゲン化物  
消火剤

使ってはならない消火剤 棒状注水。

特有の消火方法 周辺火災の場合、移動可能な容器は速やかに安全な場所に移す。  
消火作業は風上から行い、必要に応じて風下に立ち入り禁止区域を設置  
する。

消火を行う者の保護 消火作業の際は、有毒ガス用防毒マスクまたは送気マスク、防災衣、保  
護眼鏡、保護手袋等を着用する。

### 6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護  
具及び緊急時措置 作業の際には必ず保護具（手袋、保護眼鏡等）を着用する。必要に応じて  
有機ガス用防毒マスク等を着用する。

環境に対する注意事項 河川等に排出され、環境へ影響を起こさないように注意する。

封じ込め及び浄化の方法及び  
機材 少量の場合、乾燥土、砂や不燃材料で吸収し、あるいは覆って密閉でき  
る空容器に回収する。後で廃棄処理する。  
大量の場合、盛土で囲って流出を防止し、安全な場所に導いて回収する。

二次災害の防止策 特に暑い日又は強く熱せられた液体の場合は、蒸気が滞留する可能性の  
ある空間を塞ぎ、すべての発火源を取り除く。

### 7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

技術的対策 火気厳禁。取扱いは換気良好な環境のもとで、直接皮膚や目に触れない  
ように保護手袋、保護眼鏡等を着用して取り扱う。  
『8. 暴露防止及び保護措置』に記載の局所排気、全体換気を行う。

安全取扱注意事項 周辺での高温物、スパーク、火気の使用を禁止する。  
容器は丁寧に取扱い、衝撃を与えたり、転倒させない。  
取り扱い場所で使用する電気機器は防爆構造とし、機器類は静電気対策  
を講じる。

**保管**

|           |   |
|-----------|---|
| 安全な保管条件   | 火気厳禁。直射日光、高温物を避け、換気良好な暗所で、容器は密栓し漏洩しないように保管する。 |
| 安全な容器包装材料 | 鋼、ステンレス鋼、アルミニウム及びポリエチレン容器。                    |

**8. ばく露防止及び保護措置**

|          | 管理濃度   | 許容濃度(産衛学会)                      | 許容濃度(ACGIH)                    |
|----------|--------|---------------------------------|--------------------------------|
| シクロヘキサノン | 20 ppm | 25 ppm (100 mg/m <sup>3</sup> ) | TWA 20 ppm, STEL 50 ppm (Skin) |

**設備対策** 取扱いは出来るだけ密閉された装置、機器または局所排気装置を使用する。

**保護具**

|            |                     |
|------------|---------------------|
| 呼吸器の保護具    | 有機ガス用防毒マスク          |
| 手の保護具      | 耐有機溶剤用保護手袋          |
| 眼の保護具      | 保護眼鏡あるいは、ゴーグルを着用する。 |
| 皮膚及び身体の保護具 | 皮膚の露出を避けた服装で取り扱う。   |

**9. 物理的及び化学的性質****外観**

|                |  |
|----------------|--|
| 物理的状态          | 液体   |
| 形状             | 液体   |
| 色              | 無色透明   |
| 臭い             | アセトン様臭   |
| 臭いのしきい(閾)値     | データなし  |
| pH             | 6.6  |
| 融点・凝固点         | -31 °C   |
| 沸点、初留点及び沸騰範囲   | 155.7 °C   |
| 引火点            | 44°C (タグ密閉式)   |
| 蒸発速度           | データなし  |
| 燃焼性(固体、気体)     | データなし  |
| 燃焼又は爆発範囲       |  |
| 下限             | 1.05   |
| 上限             | 9.9  |
| 蒸気圧            | 7 hPa (20°C)   |
| 蒸気密度           | データなし  |
| 比重(密度)         | 0.9465 g/cm <sup>3</sup> (20°C)                            |
| 溶解度            | 水: 0.86 g/L<br>その他: 低級アルコール、飽和炭化水素、芳香族炭化水素等に可溶。塩ビ系樹脂を溶解する。 |
| n-オクタノール/水分配係数 | logPow=0.86  |
| 自然発火温度         | 420 °C   |
| 分解温度           | データなし  |
| 粘度(粘性率)        | 2.2 mPa・s (25°C)   |
| 動粘性率           | データなし  |

**10. 安定性及び反応性**

|            |                                    |
|------------|------------------------------------|
| 反応性        | 通常の温度、圧力下では特別な反応性は知られていない。         |
| 化学的安定性     | 通常の温度、圧力では安定である。                   |
| 危険有害反応可能性  | 酸化剤と反応する。                          |
| 避けるべき条件    | 高温の表面、加熱、火花または裸火。                  |
| 混触危険物質     | 酸化剤、酸、塩基。                          |
| 危険有害な分解生成物 | 火災時の燃焼により、一酸化炭素、二酸化炭素などの有害ガスが発生する。 |

**11. 有害性情報**

|                   |   |
|-------------------|---|
| 急性毒性              |   |
| 経口                | ラットLD50=1890 mg/kg  |
| 経皮                | ウサギ: 794<LD50<3160 mg/kg  |
| 吸入                | 吸入(蒸気): ラットLC50: >6.2 mg/L (4時間)  |
| 皮膚腐食性及び皮膚刺激性      | 中等度の刺激性   |
| 眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性 | ヒトで眼刺激性およびウサギで強い刺激性が報告されている。  |
| 皮膚感作性             | 感作性なし   |
| 生殖細胞変異原性          | エームス試験: 陰性<br>ラット優性致死試験: 陰性<br>ラット骨髄細胞・染色体異常試験: 陽性                      |
| 発がん性              | IARC 3 (ヒトに対する発がん性については分類できない)<br>ACGIH A3 (動物発がん性が確認されたが、ヒトとの関連は不明な物質) |
| 特定標的臓器毒性 (単回ばく露)  | 単回投与後に標的臓器への影響は認められていない。  |
| 特定標的臓器毒性 (反復ばく露)  | 反復投与後に標的臓器への影響は認められていない。  |
| 吸引性呼吸器有害性         | 吸引性呼吸器有害性を示す報告はない。<br>動粘性率 (40°C) < 14 mm <sup>2</sup> /s               |

## 1 2. 環境影響情報

|         |  |
|---------|--|
| 生態毒性    | 魚類 (ファットヘッドミノー) 96h-LC50=527 mg/L<br>甲殻類 (ミジンコ) 24h-EC50=820 mg/L<br>藻類 (Chlamidomonas) 72h-EC50=32.9 mg/L |
| 残留性・分解性 | (分解性) 易分解性: >90% (28日間、酸素消費)   |
| 生体蓄積性   | BCF=1.38 - 2.45  |
| 土壤中の移動性 | Koc=15.15  |

## 1 3. 廃棄上の注意

|          |   |
|----------|---|
| 残余廃棄物    | 廃棄の前に、可能な限り無害化、安定化及び中和等の処理を行って危険有害性のレベルを低い状態にする。<br>廃棄においては、関連法規並びに地方自治体の基準に従うこと。 |
| 汚染容器及び包装 | 許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約をして処理する。  |

## 1 4. 輸送上の注意

|   |                          |
|---|--------------------------|
| 国際規制  |                          |
| 海上規制情報  | I M Oの規定に従う。             |
| UN No.  | 1915                     |
| Proper Shipping Name  | CYCLOHEXANONE            |
| Class   | 3                        |
| Packing Group   | III                      |
| Marine Pollutant  | Not applicable           |
| Transport in bulk according to MARPOL 73/78, Annex II, and the IBC code | Applicable               |
| 航空規制情報  | I C A O / I A T Aの規定に従う。 |
| UN No.  | 1915                     |
| Proper Shipping Name  | CYCLOHEXANONE            |
| Class   | 3                        |
| Packing Group   | III                      |
| 国内規制  |                          |
| 陸上規制  | 該当しない                    |
| 海上規制情報  | 船舶安全法の規定に従う。             |
| 国連番号  | 1915                     |

|  |            |
|--|------------|
| 品名   | シクロヘキサノン   |
| 国連分類   | 3          |
| 容器等級   | III        |
| 海洋汚染物質                                       | 非該当        |
| MARPOL 73/78 附属書II 及びIBC コードによるばら積み輸送される液体物質 | 該当         |
| 航空規制情報                                       | 航空法の規定に従う。 |
| 国連番号   | 1915       |
| 品名   | シクロヘキサノン   |
| 国連分類   | 3          |
| 等級   | III        |
| 緊急時応急措置指針番号                                  | 127        |

## 15. 適用法令

|                      |   |
|----------------------|---|
| 化審法                  | 優先評価化学物質（法第2条第5項）   |
| 労働安全衛生法              | 第2種有機溶剤等（施行令別表第6の2・有機溶剤中毒予防規則第1条第1項第4号）<br>作業環境評価基準（法第65条の2第1項）<br>名称等を表示すべき危険物及び有害物（法第57条第1項、施行令第18条第1号、第2号別表第9）<br>危険物・引火性の物（施行令別表第1第4号）<br>名称等を通知すべき危険物及び有害物（法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9） |
| 消防法                  | 第4類 第二石油類（非水溶性）   |
| 大気汚染防止法              | 揮発性有機化合物（法第2条第4項）（環境省から都道府県への通達）  |
| 海洋汚染防止法              | 有害液体物質（Z類物質）（施行令別表第1）   |
| 外国為替及び外国貿易法          | 輸出貿易管理令別表第1の16の項  |
| 船舶安全法                | 引火性液体類（危規則第3条危険物告示別表第1）   |
| 航空法                  | 引火性液体（施行規則第194条危険物告示別表第1）   |
| 港則法                  | その他の危険物・引火性液体類（法第21条第2項、規則第12条、危険物の種類を定める告示別表）  |
| 道路法                  | 車両の通行の制限（施行令第19条の13、（独）日本高速道路保有・債務返済機構公示第12号・別表第2）  |
| 特定有害廃棄物輸出入規制法（バーゼル法） | （特定有害廃棄物（法第2条第1項第1号イ、平成30年6月18日省令第12号）  |
| 労働基準法                | 疾病化学物質（法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2第4号1）   |
| 化学物質管理促進法            | 該当しない   |
| 毒物及び劇物取締法            | 該当しない   |

## 16. その他の情報

|          |   |
|----------|---|
| 連絡先      | 品質保証部 化学品品質保証グループ<br>電話番号：0836-31-2085<br>FAX番号：0836-31-3165  |
| 記載内容の取扱い | 記載内容は現時点で入手できた資料や情報に基づいて作成しておりますが、記載データや評価に関しては、いかなる保証もなすものではありません。また、注意事項は通常取扱いを対象としたものですので、特別な取扱いをする場合には新たに用途・用法に適した安全対策を実施の上、お取扱い願います。 |